

第21回 参議院議員通常選挙

～ もったいない 私の一票 生かすとき ～

投票	【投票日】 7月29日(日) 【時 間】 午前7時～午後8時 【場 所】 第1投票区 笠松中央公民館 集会室 第2投票区 松枝公民館 第3投票区 下羽栗会館
投票できるかた	・昭和62年7月30日以前に生まれ、平成19年4月11日以前に笠松町で住民基本台帳(住民票)が作成され、町の選挙人名簿に登録されているかた
期日前投票	投票日に「工作中」「投票区の区域外に旅行中」などの理由で投票できないかたは、次の要領で期日前投票ができます。 【期 間】 7月13日(金)～7月28日(土) 【時 間】 午前8時30分～午後8時 【場 所】 役場 1階 住民課ロビー 【方 法】 宣誓書に書かれている事由を選択し、住所、氏名、性別、生年月日を記入します。印鑑は不要です。(入場券がなくても投票できます。)
在宅投票	身体に次のような重度の障害があるかたは、郵便により自宅で投票することができます。 ・身体障害者手帳をお持ちのかたで、両下肢、体幹または移動機能の障害が1級か2級のかた、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害が1級か3級のかた、免疫の障害の程度が1級から3級のかた ・戦傷病者手帳をお持ちのかたで、両下肢、体幹または移動機能の障害が特別項症から第2項症までのかた、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害が特別項症から第3項症までのかた ・介護保険の被保険者証をお持ちのかたで、要介護状態区分が要介護5のかた
開 票	【月 日】 7月29日(日) 【時 間】 午後9時～ 【場 所】 笠松中央公民館 3階大ホール
投票所入場券	7月12日(木)発送 万一、入場券をなくしたときでも投票はできますので、投票所で係員に申し出てください。 入場券が届かない場合は、町選挙管理委員会へお問い合わせください。
問 合 先	笠松町選挙管理委員会 ☎388-1111

自治功労者表彰

尾関洋治さん

自治功労者表彰が六月八日役場で行われ、町議会議員として多年にわたり町政発展に尽くされた尾関洋治さん(桜町)に表彰状と記念品が贈られました。

国民健康保険

出産育児一時金の
受取代理制度が
できました

出産育児一時金(三十五万円)の支給について、出産後に世帯主にお渡しする従来の方法のほかに、出産前に医療機関などを受取代理人として出産育児一時金を申請す

る制度ができました。(医療機関などの承諾が必要)
出産後、出産育児一時金を直接医療機関などの口座に振り込むことで、医療機関などの窓口において出産費用を支払う負担が軽減できます。
○制度を利用できるのは、次の要件を満たすかたです。
・被保険者の出産について、一時金の支給を受ける見込みがあること

・出産予定日まで一月以内であること
・国民健康保険税を滞納していないこと
この制度を利用されるかたは、出産育児一時金請求書に母子健康手帳など出産予定日を証明する書類を添えて、役場住民課保険年金担当窓口へ申請してください。
【問合先】 住民課